

International Trade Update



Newsletter

June 2026

International Trade Update June 2026

お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9540
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジーの国際通商グループでは、グローバル制裁、輸出入管理及び投資規制に関する最新の法的動向をタイムリーにお届けする英語ブログを運営しています。本ブログでは、米国、欧州、英国によるロシアやイラン等への経済制裁をはじめ、オーストラリア、カナダ、日本等他各国の最新動向も幅広く取り上げており、各国オフィスの国際通商分野の専門家が執筆しています。

本ニュースレターでは、当該ブログに掲載された主要な通商関連記事のハイライトを厳選し、日本語サマリーとしてお届けします。グローバルにおける制裁・輸出入管理・投資規制の動向を、効率的かつ実務的に把握いただくための情報源としてご活用ください。

今月のハイライトは以下の5本となります。英語の原文は、各記事タイトルをクリックの上ご覧いただけます。

[米国：OFAC、米国・イラン間の覚書を実施するため、対イラン制裁の緩和を開始](#)

2026年6月22日、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、中東における戦闘を終結させるための米国・イラン間の覚書を実施する第一歩として、新たな一般許可（GLX）を発出した。GLXは、イラン産の原油、石油化学製品及び石油製品の購入及び再販売について、広範な許可を付与するものである。

[米国：トランプ政権、IEEPA 関税還付に関する CIT の差止命令に対し控訴](#)

2026年6月2日、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき徴収した関税の還付のため、全輸入者による全輸入申告の再清算（reliquidation）を行うよう、米国税関・国境警備局（CBP）に命じた米国国際貿易裁判所（CIT）の差止命令に対し、トランプ政権が控訴した。また、トランプ政権は、上記のIEEPA 関税の一律還付命令に加え、CIT が CBP に対し、ロドニー・スコット CBP 局長を出廷させて報告させるよう命じた点についても不服とし、併せて控訴した。



米国：USTR、強制労働に関連する輸入慣行を理由として、60 か国に対する通商法 301 条に基づく関税措置を提案

2026 年 6 月 2 日、米国通商代表部（USTR）は、1974 年通商法第 301 条に基づき、日本を含む 60 か国の貿易相手国が強制労働によって生産された製品の輸入禁止措置を導入していない、又はその効果的な執行を行っていないと認定し、かかる不作為は不合理であって米国の商業に負担を課すものであると判断した。USTR は、一部例外を除き、全調査対象国からの輸入品に対して、10%又は 12.5%の従価税（ad valorem duties）を課すことを提案している。

EU：欧州委員会、エネルギー・金融業界及び貿易を対象とした第 21 次対ロシア制裁パッケージ案を公表

2026 年 6 月 9 日、欧州委員会のウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長は、ロシアによるウクライナへの継続的な侵略行為を受け、EU による経済的圧力を一層強化する一環として、欧州委員会が第 21 次対ロシア制裁パッケージの策定を進めている旨を発表した。

パッケージ案に含まれる措置は、シャドーフリートやインフラ関連の規制対象の拡大を含むエネルギー関連規制や暗号資産を含む金融サービス関連規制、輸出入規制といった、影響の大きい分野に重点を置いている。

英国：金融行動監督機構、金融機関の制裁違反防止対応に関する報告書を公表

2026 年 5 月 28 日、英国金融行動監督機構（FCA）は、金融機関が制裁要件を遵守するために講ずべき措置を概説した報告書を公表し、適切な実務対応の例や不適切な実務対応の例等を示した。本報告書は、金融制裁及び貿易制裁の両方を対象としており、金融機関が自社の業務及び顧客の行動から生じるリスクをいかに管理するかに焦点を当てている。

本報告書は、2022 年 2 月以降に FCA が 150 社を超える監督対象企業と協議してきた内容を踏まえたものであり、2023 年 9 月に公表された、制裁措置の強化に対する企業の実務対応に関する前回の報告書をベースとするものである。本報告書は、英国当局が引き続き金融業界における制裁コンプライアンスを重視していることを示すものである。